平成21年４月１日規程37号

地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程

（趣旨）

第１条　この規程は、地方独立行政法人静岡県立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「法人」という。）が締結する契約に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（病院の長の契約締結等の制限）

第２条　次の各号に掲げる契約については、理事長が行うものとする。

一　地方独立行政法人静岡県立病院機構に係る地方独立行政法人法第44条第１項に規定する重要な財産を定める条例（平成20年静岡県条例第61号）に定める重要な財産の譲渡又は担保としての提供

二　上記の他理事長が指定するもの

（競争入札の参加者の資格）

第３条　契約責任者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

２　法人が行う競争入札に参加できる者は、静岡県の建設工事、建設関連業務委託及び一般業務委託並びに物品購入等に関する入札参加資格登録を得ている者とする。

３　静岡県により指名停止の措置がなされている者を、当該指名停止の期間、競争入札に参加させないことができる。

４　次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後２年間競争入札に参加させないことができる。

一　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

（一般競争入札）

第４条　契約責任者は、一般競争入札に当たっては、当該入札に関する公告をし、不特定多数の者をして入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提供した者を落札者としなければならない。

２　契約責任者は、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況等を要件とする資格を定めることができる。

３　契約責任者は、一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

４　契約責任者は、前２項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

（一般競争入札の公告）

第５条　一般競争入札に付そうとするときは、掲示その他の方法により入札期日前に少なくとも次の各号に掲げる期間を設けて公告しなければならない。ただし、急を要する場合に

おいては、その期間を５日以内に限り短縮することができる。
一　予定価格が１件500万円未満の入札執行については１日
二　予定価格が１件500万円以上の入札執行については10日
２　前項の公告は次の各号に掲げる事項について行うものとする。
一　競争入札に付する事項
二　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
三　契約条項を示す場所
四　競争執行の場所及び日時
五　入札保証金及び契約保証金に関する事項
六　入札の無効に関する事項
七　前各号に掲げるもののほか、必要な事項
（入札保証金の納付及び還付）
第６条　会計規程第45条第１項に規定する入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積る契約金額の100分の５以上の金額とする。
２　入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、当該各号に定めるところによる。
一　国債又は地方債　額面金額又は登録金額
二　政府の保証のある債券又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券　額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額
三　銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手　小切手金額
四　銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形　手形金額
五　銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権　当該債権の証書に記載された債権金額
六　銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関の保証　保証書に記載された保証金額
３　入札保証金は、落札者が納めたものについては契約を締結した後に、その他の者が納めたものについては入札終了後速やかに還付するものとする。
４　前項の規定にかかわらず、落札者が納めた入札保証金は、その者の申出により契約保証金に充当することができる。
（入札保証金の免除）
第７条　契約責任者は、契約の締結に当たり競争入札の方法によろうとする場合において、入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
一　保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券が提出されたとき。
二　第３条又は第４条に規定する資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（以下「特定事業」という。）を実施する場合にあっては、落札者が設立する株式会社（以下「特定事業実施会社」という。））が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
三　指名競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
２　前項第２号又は第３号の規定による入札保証金の納付の免除は、おおむね次の要件を満たす場合とする。
一　過去の入札において、落札後契約を確実に締結していること。

二　過去の契約において、契約を誠実に履行していること。
三　社会的及び経済的信用、技術並びに能力を有していること。
（一般競争入札における予定価格）
第８条　契約責任者は、契約する事項に関し、当該事項に関する仕様書、設計書等に基づき予定価格を作成しなければならない。
２　予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
３　契約責任者は、その一般競争入札に付する事項の予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、入札及び契約の手続の透明性の向上を図るため必要と認めて当該入札執行前にその予定価格を公表するときは、この限りでない。
（一般競争入札の開札及び再度入札）
第９条　一般競争入札の開札は、第５条第１項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。
２　入札者は、その提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
３　契約責任者は、第１項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第12条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。
（同額入札の場合の決定方法）
第10条　契約責任者は、落札となるべき同順位の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。
２　契約責任者は、前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代って入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
（最低価格の入札者以外を落札者とすることができる場合及び低入札価格調査基準価格による落札者の決定）
第11条　契約責任者は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。
２　契約責任者は、前項の規定により落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者としないこととするか否かを決定するための調査をすることとし、あらかじめ調査を開始する場合の基準となる価格（以下「低入札価格調査基準価格」という。）を設けるものとする。
（最低制限価格による落札者の決定）
第12条　契約責任者は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。
（低入札価格調査基準価格、最低制限価格の公表等）

第13条　契約責任者は、前２条の規定により低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設けたときは、第８条第２項に規定する予定価格の書面に併せてこれを記載し、又は記録しなければならない。ただし、入札及び契約手続の透明性の向上を図るため必要があると認めて当該入札執行前にその低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を公表するときは、この限りでない。

（総合評価制度による落札者の決定）

第14条　契約責任者は、一般競争入札により法人の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から会計規程第42条第２項本文、又は第４条第１項、第11条第１項若しくは第12条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

２　契約責任者は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

３　契約責任者は、前２項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

４　契約責任者は、総合評価一般競争入札を行おうとするとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

５　総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第５条の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

６　第２項の規定により落札者を決定しようとする場合は、第11条第２項の規定を準用する。

（指名競争入札）

第15条　会計規程第43条第１項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

二　その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

三　一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（指名競争入札の参加者の資格）

第16条　第３条及び第４条第２項から第４項までの規定は、指名競争入札に参加する者に必要な資格について準用する。

（指名競争入札の参加者の指名等）

第17条　契約責任者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。

２　前項の場合においては、契約責任者は、第５条第２項第２号から第７号までに掲げる事項について指名する者に通知しなければならない。この場合において、当該入札に付する事項が建設業法の適用を受ける工事であるときは、入札の日前に建設業法施行令第６条に

規定する見積期間をおいて通知しなければならない。

３　契約責任者は、第１項の規定により、入札に参加させようとする者を指名するときは、やむを得ない理由があるときを除き、３人以上を指名しなければならない。

４　契約責任者は、次条において準用する第14条の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約について第２項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。

（指名競争入札の入札保証金等）

第18条　第６条から第14条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

（随意契約）

第19条　会計規程第43条第１項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一　次に掲げる契約の種類に応じ、予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）がそれぞれに定める額の範囲内であるとき。

ア　工事又は製造の請負（建物等の修繕を含む。）　250万円

イ　財産の買入れ　160万円

ウ　物件の借入れ　80万円

エ　財産の売払い　50万円

オ　物件の貸付け　30万円

カ　アからオに掲げるもの以外のもの　100万円

二　不動産の買入れ又は借入れ、法人が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第12項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第26項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第１項に規定する障害福祉サービス事業（同条第７項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条第１号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を次条に定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第１項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第２項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から次条に定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第６条第６項に規定する母子福祉団体若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第３項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から次条に定める手続により受ける契約をするとき。

四　新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより静岡県知事の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、次条に定める手続により、買い入れる契約をするとき。

五　緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
六　競争入札に付することが不利と認められるとき。
七　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
八　競争入札に付して入札者がないとき、又は再度入札に付して落札者がないとき。
九　落札者が契約を締結しないとき。
十　効率的、効果的な業務運営に資するものとして特に理事長が承認したとき。
２　前項第８号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
３　第１項第９号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
４　前２項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。
（随意契約の手続）
第20条　前条第１項第３号及び第４号の手続は、次に掲げる手続とする。
一　あらかじめ契約の発注の見通しを公表すること。
二　契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準を公表すること。
三　契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況について公表すること。
（随意契約における予定価格の決定）
第21条　契約責任者は、随意契約によろうとするときは、第23条に定める場合を除き、あらかじめ第８条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。
（見積書の徴取）
第22条　契約責任者は、随意契約によろうとするときは、なるべく２人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。
（予定価格を記載した書面の作成及び見積書の徴取の省略）
第23条　契約責任者は、次に該当する場合は、予定価格を記載した書面の作成又は見積書の徴取を省略することができる。
一　予定価格を記載した書面の作成を省略できる場合
ア　法令等に基づいて価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であるものに係る契約をするとき。
イ　図書及び定期刊行物等を購入するとき。
ウ　市場又は卸売業者を通じて生産品を売却するとき。
エ　国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体その他公共的団体と契約するとき。
オ　調査、研究及び観測等を依頼する場合で、あらかじめ価格を定めて特定の者（その業務を業としない団体や個人）に委託するとき。
カ　事前見積りが困難なものの購入その他の契約をするとき。
キ　土地、建物及び会場の借り上げをするとき。
ク　災害等特に緊急を要する場合において契約を締結するとき。
ケ　一件の予定価格が100万円を超えない契約をするとき。
二　見積書の徴取を省略できる場合
ア　法令等に基づいて価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であるものに係る契約をするとき。
イ　図書及び定期刊行物等を購入するとき。
ウ　市場又は卸売業者を通じて生産品を売却するとき。

エ　国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体その他公共的団体と契約するとき。
オ　調査、研究及び観測等を依頼する場合で、あらかじめ価格を定めて特定の者（その業務を業としない団体や個人）に委託するとき。
カ　事前見積りが困難なものの購入その他の契約をするとき。
キ　土地、建物及び会場の借り上げをするとき。
ク　災害等特に緊急を要する場合において契約を締結するとき。
ケ　一件の予定価格が10万円を超えない契約をするとき。
コ　その他契約責任者が見積書を徴取する必要がないと認めるとき。

（せり売り）

第24条　会計規程第43条第１項の規定によりせり売りによることができる場合は、不動産又は動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをする場合とする。

２　第５条第１項及び第６条の規定は、せり売りの場合に準用する。

（契約書の作成）

第25条　契約責任者は、契約を締結しようとするときは、次条の規定の適用がある場合を除き、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

一　契約履行の場所
二　契約代金の支払又は受領の時期及び方法
三　監督及び検査
四　履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
五　危険負担
六　かし担保責任
七　契約に関する紛争の解決方法
八　その他必要な事項

（契約の方法）

第26条　契約責任者は、一件の当初の契約金額が100万円を超える物件売払契約、物件購入契約、印刷物製造請負契約及び建設工事請負契約を締結する場合においては、別に定める契約約款によらなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、契約約款によりがたい場合は、この限りでない。

（契約書の省略）

第27条　契約責任者は、第25条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

一　一般競争入札、指名競争入札又は随意契約で、契約金額が150万円を超えない契約を締結しようとするとき。
二　物品売払の場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
三　せり売りに付するとき。
四　その他契約責任者において必要がないと認めるとき。

２　前項の規定により契約書の作成を省略したときは、当該契約について必要な事項を記載した請書を契約の相手方（以下「契約者」という。）から徴しなければならない。ただし、競争入札若しくは随意契約による場合で、契約金額（単価契約にあっては、執行予定額）が30万円未満の契約をするとき、又は契約の性質若しくは目的により契約責任者が請書を徴する必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

（契約保証金の納付）

第28条　会計規程第46条第１項に規定する契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の金額とする。

２　第６条第２項の規定は、契約保証金の納付について準用する。

３　契約保証金の納付は、前項に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第４項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この

場合において、提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

（契約保証金の免除）

第29条　契約責任者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一　契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

二　契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の３第２号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

三　一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去２箇年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

四　法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

五　物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

六　指名競争入札に係る契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円以内であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

七　前各号に掲げるもののほか、その他契約責任者が契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認めたとき。

（監督）

第30条　会計規程第50条第１項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行なわなければならない。

２　契約責任者又はその指定する職員（以下「監督職員」という。）は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知り得たその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

（検査）

第３１条　会計規程第50条第１項の規定による検査について、契約責任者又はその指定する職員（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

２　検査職員は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

３　前２項の場合において必要があるときは、契約の相手方を立会いさせて、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができるものとする。

４　前３項の検査の時期は、契約に特段の定めがある場合を除き、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。

５　検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

（検査調書の作成）

第32条　検査職員は、会計規程第50条第１項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書を作成しなければならない。だたし、契約に係る支払代金が100万円以下であるとき、又は電気、ガス、水道及び電信電話に係る契約であるときは、納品書、工事の完了届書、請求書等にその旨を記載の上、記名押印することでこれに代えることができる。

２　前項の規定は、会計規程第50条第３項の規定に基づき検査をした法人の職員以外の者について準用する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成21年４月１日から施行する。

２　この規程は、平成25年10月１日から施行する。